

## 行政手続きのオンライン化等

### ① 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた製品安全行政の対応

2021年3月

経済産業省

産業保安グループ<sup>o</sup> 製品安全課

# 法執行の運用柔軟化と手続オンライン化の促進

- 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、法執行の各場面においても物理的な移動に制約があったことから、法令が求める安全性を確保しながら適切な執行が行えるよう、一部の運用を柔軟化。
- 製品安全課でも出勤体制を見直したことから、各種問合せはメールによる方法を慫慂したほか、届出等の手続は保安ネットを通じたオンラインの方法を推奨。

## 法執行の運用柔軟化の事例

(1) 登録検査機関による適合性検査の実施方法について

- ・◇ P Sマーク対象製品は、国に登録した検査機関による適合性検査が必須。試験品を検査する場合には、登録検査機関の職員は事業所現地に赴き、工場・検査設備の検査を実施してきた。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、登録検査機関の職員が出張を自粛する必要が発生。**安全性の確認が十分に行えることを前提に、現地調査に代替してS k y p e・W E Bカメラの活用や書面による確認も可能と判断し、これらを積極的に活用するよう課長名の文書を全登録検査機関に対して発出。**

(2) NITEによる登録検査機関の調査について

- ・検査機関の新規登録申請又は登録の更新申請があった場合、基準を満たすか否かについて、N I T E 認定センターは一律に現地調査を実施してきたところ。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、**現地調査以外の方法（書面審査やヒアリング、S k y p e 等）をもって調査結果を報告する形に変更**することにより対応した。感染の状況が落ち着いたタイミングで任意の現地調査を行う予定としている。

(3) 立入検査について

- ・NITEが実施すべき立入検査については、昨年5月の緊急事態宣言の発出を受け一時的に全面停止した。その後、緊急事態宣言の解除、都道府県をまたぐ移動の自粛解除を踏まえ、「製品安全4法立入検査における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づき順次立入検査の実施を再開。
- ・立入検査は、**消費者の安全性を確保する上で必要な確認行為であることから、コロナ対策を理由に立ち入りを拒否する事業者に対しても、調整を試みた上で立入検査を実施。**